

【地域密着型サービス事業所関係 目次】

1	運営指導及び指定更新について	3
(1)	運営指導について	
①	令和4年度の実施状況及び主な指摘事項	
②	令和5年度の実施方針（予定）	
(2)	指定更新について	
①	令和5年度の対象事業所数	
②	指定更新事務に係る標準的なスケジュール	
2	各種申請、届出及び手続きについて	4
(1)	令和5年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算算定に係る届出について	
3	新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱い 及び対応等について	4
(1)	全般について	
(2)	運営推進会議の開催方法について	
4	その他	5
(1)	高齢者虐待の防止について	
(2)	高齢者虐待防止に係る体制整備等について	
(3)	業務継続計画（BCP）の策定について	
(4)	認知症介護基礎研修の受講について	
(5)	認知症対応型共同生活介護における外部評価について	
(6)	令和5年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について	
(7)	業務管理体制に関する届出について	
(8)	介護サービス情報の公表について	
(9)	介護現場におけるハラスメント対策の推進について	
(10)	令和6年4月1日から義務化される事項について	
5	関連資料一覧	9

お願い

- 1 本資料は、令和5年3月10日（金）時点までに入った国からの情報（令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料を含む。）等に基づき作成しておりますことをご承知おきください。

参考：令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24316.html)

- 2 本資料と併せて、栃木県指導監査課が開催する集団説明会の資料もご確認いただきますようお願いいたします。

参考：栃木県ホームページ 介護サービス事業者集団指導
(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e11/koureisyuudanshidou.html>)

1 運営指導及び指定更新について

(1) 運営指導について

① 令和4年度の実施状況及び主な指摘事項

本年度の実施状況

- ・市内地域密着型サービス事業所数（休止を除く）…53事業所（R5.3.1現在）
- ・運営指導実施事業所…13事業所

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業所内での確認等を行わず、事前提出書類に基づき指導を行った事業所を含む。

主な指摘事項

種類	主な内容
口頭指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・運営規程・重要事項説明書記載内容の実態との相違 ・避難訓練の未実施（地震・風水害）及び地震・風水害に関する災害対策マニュアルの未整備 ・自己評価の未実施 ・処遇改善の内容の未公表
文書指摘	<ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるハラスメント防止についての必要な措置の未実施 ・自己評価及び外部評価の結果・目標達成計画について利用（申込）者及びその家族等への未提供 ・身体拘束等適正化委員会の未開催、適正化のための指針の未整備及び定期的な研修の未実施 ・夜勤及び深夜の時間帯以外の介護従事者の必要な員数の未配置

② 令和5年度の実施方針（予定）

- ・指定有効期間内に最低1回の指導
- ・各種加算を算定している場合、算定要件に必要なとなる挙証資料を重点的に確認
- ・R5.10.1～R6.9.30の間に指定有効期間が満了となる事業所を中心に実施

(2) 指定更新について

① 令和5年度の対象事業所数

- ・R5.4.1～R6.3.31の間に指定有効期間が満了となる事業所…21事業所
(全体の約40%)

② 指定更新事務に係る標準的なスケジュール

日程	事務内容
n - 3月中旬頃	更新申請受付通知の発送（市→事業所）
n - 2月下旬まで	更新申請書類の提出（事業所→市）
n - 1月下旬まで	指定通知の発送（市→事業所）

n 月 1 日

指定更新期間開始

2 各種申請、届出及び手続きについて

- (3) 令和 5 年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算算定に係る届出について

市ホームページに掲載中の様式及び関係通知等にて詳細を確認いただきたい。

《市ホームページ掲載場所》

トップページ > 事業者の方へ > 産業振興 > 福祉・健康・介護
> 地域密着型サービス事業所の皆様へ（介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算関係）

《該当ページの URL》

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/28/1328.html>

3 新型コロナウイルス感染症に係る人員基準等の臨時的な取扱い及び対応等について

- (1) 全般について

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、随時、厚生労働省事務連絡通知や介護保険最新情報等により示されているところである。

令和 3 年度介護報酬改定において、通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護については、感染症や災害の発生を理由として利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、基本報酬への 3%加算や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例を導入した。

令和 5 年度における取り扱いについては、介護保険最新情報 vol.1127【参考：[資料 2-1](#)】の「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.13) の送付について」において、

- ・令和 5 年度も引き続き、3%加算や規模区分の特例の対象となること
- ・令和 4 年度中の利用延人員数の減少に基づき 3%加算を算定した事業所が、令和 5 年度に再び同加算を算定することは可能となること

等が示されているので、ご確認いただきたい。

なお、これまでに示されている人員基準等の臨時的な取扱い及び感染防止に向けた対応等に関する情報等については、厚生労働省ホームページにて項目ごとにまとめて掲載されているので、適宜参照いただきたい。

《掲載場所（対象ページの URL）》

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

(2) 運営推進会議の開催方法について

介護保険最新情報 vol. 773【参考：[資料 2-2](#)】の「感染拡大防止観点から、文書による情報提供・報告、延期、中止等、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えない。」等を踏まえ、本市においては、引き続き令和 5 年度においても、感染状況等を鑑みて参集方式による開催ができない場合には、代替として書面による開催を可能とする。書面による開催の場合は、その旨を記載いただきたい。

また令和 3 年運営基準改正により、各種会議においてテレビ電話装置等を活用して実施することが可能となったことから、当該方法による開催についても検討いただきたい。

※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては上記の「運営推進会議」を「介護・医療連携推進会議」と読み替えていただきたい。

4 その他

(1) 高齢者虐待の防止について

高齢者虐待防止法に基づく対応状況等について、国が公表した令和 3 年度の調査結果によると、要介護施設従業者等による虐待については、相談・通報件数、虐待判断件数ともに過去最多であった。要因としては、令和 3 年 4 月 1 日に虐待防止のための委員会の開催、指針の整備等が義務付けられたことを受け、各施設における虐待防止の取り組みが進められ、当該施設・事業所職員、元職員、管理者等からの相談・通報が増加したこと等が推測される。

高齢者虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、引き続き虐待の未然防止や早期発見等に努めていただくようお願いする。

なお、場合により身体的虐待に当たる可能性がある「身体拘束」についても、国の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」や「身体拘束ゼロへの手引き」等を参考に、引き続き適切な対応をお願いする。

(2) 高齢者虐待防止に係る体制整備等について

令和 3 年運営基準改正により、「虐待の防止に係る措置」として、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、専任の担当者を定めることが義務付けられている。当該措置は、3 年間の経過措置により令和 6 年 3 月 31 日まで努力義務であり、令和 6 年 4 月 1 日から義務化となる。体制が未整備である事業者においては、具体的な内容について国の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」を確認いただいた上で、できるだけ速やかに体制整備を行っていただきたい。

なお、国の解釈通知は、厚生労働省ホームページにも掲載されている。

《掲載場所（厚生労働省ホームページ）》

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護報酬 > 令和3年度介護報酬改定について

《対象ページのURL》

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000772387.pdf>

併せて、運営規程に記載しなければならない重要事項の1つとして「虐待の防止のための措置に関する事項」が追加されている。運営規程を変更する場合には、本市宛て変更届及び関係書類を提出いただきたい。

(3) 業務継続計画（BCP）の策定について

令和3年度介護報酬改定において、感染症や災害への対応力を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に対して、感染症対策や災害対策の強化及び業務継続に向けた計画（BCP）の策定等の取り組みが義務付けられた。

令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（高齢者支援課）【参考：資料2-3】を確認の上、経過措置の期限である令和6年3月までに業務継続計画の策定等を完了いただきたい。

なお、水防法に基づく洪水浸水想定区域内・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に位置し、要配慮者利用施設に指定されている施設においては、避難確保計画を作成し、市に提出すること、及び同計画に基づく避難訓練を毎年実施し、訓練後、「訓練実施結果報告書」を提出することが義務付けられたので、適切に対応いただきたい。

(4) 認知症介護基礎研修の受講について

令和6年4月以降、研修の受講対象の介護職員に受講の配慮をしない事業所は、行政処分の対象になるので、遺漏のないようお願いしたい。

(5) 認知症対応型共同生活介護における外部評価について

令和3年運営基準改正により、第三者による外部評価の方法の1つとして「運営推進会議における評価」が可能となっている。認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上「県が指定する外部評価機関による評価」又は「運営推進会議を活用した評価」のいずれかの評価を受けることとなる。

なお、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる場合の要件の1つである「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことについて、この継続年数に参入することができるのは、「県が指定する外部評価機関による評価」を行った場合に限られる。「運営推進会議を活用した評価」を行った場合は、外部評価の実施回数を緩和できないことに注意いただきたい。

(6) 令和5年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金について

本市においては、令和5年度においても同様に、国から栃木県を經由して協議に係る連絡通知が発出され次第、指定地域密着型サービス事業者所宛て通知する予定であるので、遺漏のないようお願いしたい。

なお、令和5年度においては、令和4年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（高齢者支援課）【参考：資料2-4】に記載のとおり、4月中に、国から都道府県宛て協議に係る事務連絡が発出される予定であるため、協議希望を予定する事業者においては準備を進めていただくとともに、令和5年度の対象事業、スケジュール（予定）及びその他留意事項等の詳細についてご確認いただきたい。

(7) 業務管理体制に関する届出について

介護保険法において、法令等遵守の義務の履行を確保し、指定取り消し事案等の不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、介護サービス事業者に対して業務管理体制の整備を義務付けている。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する届出書を関係行政機関に届け出ることが必要である。

なお、業務管理体制の整備に関する届出は、介護保険事業に新たに参入したときだけでなく、届出事項に変更が生じたとき又は届出先の区分に変更が生じたときについても遅滞なく行うこととされているため、遺漏のないようお願いしたい。

(8) 介護サービス情報公表制度について

介護保険法に基づく介護サービス情報公表制度を設けている。介護サービス事業所においては、適切な情報の公表に努めていただきたい。

(9) 介護現場におけるハラスメント対策の推進について

地域包括ケアシステムを推進していく上で、介護人材の確保は大変重要な課題であり、介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善を図っていくことが必要である。

このため、令和3年度介護報酬改定においては、パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントなどのハラスメント対策として、介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の義務を踏まえつつ、ハラスメント対策として必要な措置を講ずることを義務付けた。併せて、カスタマーハラスメントについては、その防止のための方針の明確化等の必要な措置を講ずることを推奨している。

《掲載場所（厚生労働省ホームページ）》

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護現場におけるハラスメント対策

《対象ページの URL》

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

(10) 令和 6 年 4 月 1 日から義務化される事項について

以下の事項については、令和 6 年 4 月 1 日から義務化される事項であるため、前述している内容を確認の上、遺漏なく対応いただきたい。※項目前の数字は、目次と対応している。

- ・ 4 (2) 高齢者虐待防止に係る体制整備等について
- ・ 4 (3) 業務継続計画（BCP）の策定について
- ・ 4 (4) 認知症介護基礎研修の受講について

5 関連資料一覧

資料 2-1 : 介護保険最新情報 vol. 1127

「令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 13) の送付について」

資料 2-2 : 介護保険最新情報 vol. 773

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な
取扱いについて (第 3 報)

資料 2-3 : 令和 4 年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 (高齢者支援課)

※該当部分のみ抜粋

資料 2-4 : 令和 4 年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料 (高齢者支援課)

※該当部分のみ抜粋